

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一

○公共測量の実施（五件）……………

……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一

○東京都環境影響評価条例による見解書……………

……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…二

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

……………（同）…六

○特定非営利活動法人の仮認定……………

……………（同）…六

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………

……………（同）…七

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………

……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…七

## 告示

●東京都告示第千三百七十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第

六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七  
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛添 要一

#### 一 被処分者

(一) 商号 有限会社ワイズコンサルティング

(二) 代表者氏名 代表取締役 櫻河 保雄

(三) 主たる事務 所 中野区中野五丁目五十九番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八三七三四号

(五) 免許年月日 平成二十一年十月二十二日

二 処分年月日 平成二十六年九月二十六日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千三百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛添 要一

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 葛飾区お花茶屋三丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年八月二十五日から平成二十  
七年二月四日まで

●東京都告示第千三百七十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛添 要一

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 葛飾区青戸四丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年八月二十六日から平成二十  
七年二月四日まで

●東京都告示第千三百七十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛添 要一

一 測量施行者 葛飾区

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 葛飾区青戸七丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年八月二十八日から平成二十  
七年二月二十五日まで

●東京都告示第千三百七十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東堀切二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月二十八日から平成二十七年二月十二日まで

●東京都告示第千三百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区赤羽北三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百七十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門二十計画建設事業について、環境影響評価書案に係る

見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社ホテルオークラ  
 代表取締役社長 荻田 敏宏  
 港区虎ノ門二丁目十番四号  
 公益財団法人大倉文化財団  
 理事長 大崎 磐夫  
 港区虎ノ門二丁目十番三号

- 二 対象事業の名称及び種類

(仮称)虎ノ門二十計画建設事業  
 高層建築物の新築

- 三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区虎ノ門二丁目区域に宿泊施設及び業務施設を含む高層建築物の建設等をするものである。

- 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長から二件の意見があり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

- 五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十月六日から同月二十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

- (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

- (三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課
- イ 港区芝公園一丁目五番二十五号
- ウ 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課
- エ 千代田区九段南一丁目二番一号
- オ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
- カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階
- キ 東京都多摩環境事務所管理課
- ク 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

別記(原文のまま記載)

都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解  
評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長(港区及び千代田区)の意見の内訳は、表1に示すとおりであり、都民からの意見書の提出はなかった。  
事業段階関係区長(港区及び千代田区)の意見の内容及び事業者の見解は、表2～4に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0件
事業段階関係区長の意見	2件
合計	2件

表2 事業段階関係区長(港区)の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
項目	総論	項目	総論
	<p>環境影響評価書を作成する際には、調査及び評価の方法などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい。</p>		<p>環境影響評価書の作成にあたっては、区民の皆様をはじめ広く都民の方々に本計画についてご理解いただけるよう、わかりやすい表現に努めてまいります。</p>
	<p>計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。</p>		<p>計画地周辺の居住者及び関係者等からの街づくりを含めたご意見・ご要望を頂いた場合には、事業計画への反映を検討した上で、その結果について丁寧な説明を行う等、真摯に対応してまいります。</p>
項目	工事計画	項目	工事計画
	<p>周辺開発事業者と工事計画等について連絡協議会を設置するなど工事計画等を調整可能な体制を整え、騒音、振動、粉塵等の発生をできるだけ低減するようにすること。</p>		<p>工事に際しましては、周辺開発事業者と連携し、情報交換を行い、工事用車両の集中を避けることにより、騒音、振動、粉じん等の発生を低減に努めてまいります。</p>
	<p>解体、建設工事等に係る事前協議を行い、特定建設作業実施届出など必要な事前届出をすること共に、十分な近隣説明を行うこと。</p>		<p>特定建設作業実施届出などの必要書類は、法令に則り適切な時期に事前に届出を行い、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の説明会等で近隣の皆様へ丁寧な説明を行ってまいります。</p>
	<p>建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じるとともに、工事実施にあたっては周辺住民、事業所等に事前説明を行い、苦情・要望等に対して丁寧な対応をすること。</p>		<p>建設作業にあたっては、仮囲いの設置、建設機械・工事用車両のアイドリングストップの周知、低騒音型の建設機械の使用、粉じん防止のための散水等の環境保全措置を実施することです。また、振動、粉じん等の低減に努めてまいります。また、工事の実施に際しては、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の説明会等で近隣の皆様への説明を実施し、相談窓口を設ける等、苦情・要望等についても対応してまいります。</p>
	<p>工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。</p>		<p>工事用車両については、周辺開発事業者や関係機関と十分協議を行い、周辺施設への騒音、振動、渋滞などの影響を考慮し、走行ルートや時間帯の検討をしてまいります。</p>
	<p>工事関係者による車両の放置等がないよう、作業員等への指導を徹底すること。</p>		<p>工事関係者による車両の路上放置等については、近隣の皆様へご迷惑を掛けぬよう、入場者教育等で作業員への指導を徹底してまいります。</p>

表3 事業段階関係区長（港区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	温室効果ガス	エネルギーを利用する機器につきましては、環境への負荷を低減させる最先端の省エネ・省CO <sub>2</sub> に対応した設備の導入を予定しております。周辺事業者とも協議し、地域冷暖房の採用につきましても検討してまいります。
項目	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、協定木材等の国産材の使用に努めてまいります。
項目	環境影響評価書案及び港区レベル風対策要綱に基づく届出に記載された建物配置・形状について確実を実施するとともに、良好な風環境が実現されるようにすること。	届出に記載した建物配置・形状といたします。また、良好な風環境を実現することといたします。
項目	風環境評価の予測以上の強風の発生があった場合には、必要に応じて追加対策を確実に講じること。	事後調査において、本計画建物に起因して計画地周辺の風環境が予測結果を超えるような場合には、必要に応じて植栽による防風対策を行う等、適切な対策を講じてまいります。
項目	周辺開発事業者と連絡協議会を設置するなど情報交換できる体制を整え、虎ノ門地域における良好な風環境を実現すること。	周辺開発事業者と連携し、虎ノ門地域における良好な風環境の実現に努めてまいります。
項目	交通安全対策	交通安全対策
項目	工事用車両の走行にあたっては、病院等周辺公衆施設の利用者動線を考慮し、関係者に安全教育を実施するなど十分な交通安全対策を講ずること。また、現場出入口など、車両の集中箇所には交通誘導員を配置し、円滑な車両通行と安全を確保すること。	工事用車両の主要な走行経路については、周辺施設の利用者動線に配慮した経路を計画するとともに、工事関係業者には安全教育を実施し、交通法規の遵守や安全運転の周知徹底を行います。また、車両出入口には適宜交通誘導員を配置し、交通渋滞等の発生防止、歩行者等の安全確保に努めてまいります。
項目	防災対策	防災対策
項目	周辺地域の在勤者など、昼間人口の多い地域性を考慮し、施設利用者だけでなく、一時滞在者等も含めた帰宅困難者対策を講ずること。	帰宅困難者対策につきましては、オーゾンスペースを一時避難スペースとして開放すること及び建物内を一時滞在施設として開放すること等を予定しております。

表4 事業段階関係区長（千代田区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染	評価書案のとおり対応された。評価書案のとおり対応いたします。
項目	騒音・振動	計画施設から千代田区との区界まで300m近く離れており、影響はないと思われる。評価書案のとおり対応いたします。
項目	日影	評価書案のとおり対応いたします。
項目	電波障害	評価書案のとおり対応いたします。
項目	風環境	評価書案のとおり対応いたします。
項目	景観	評価書案のとおり対応いたします。
項目	史跡・文化財	評価書案のとおり対応いたします。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年八月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人でてこいサークル
- 三 代表者の氏名  
宮崎 弘美
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都足立区足立一丁目五番五号 第九八新井ビル二〇四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対して、主に心身障害児・者、その家族に対し、地域において自立生活をしていく上での支援、また、支援に関する調査や研究、支援者等の育成に関する事業を行うことにより、心身障害児、者が地域の中で将来的に安心して暮らせる地域社会の構

築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本ELFシステム協会
- 三 代表者の氏名  
柏村 哲徳
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都大田区東海二丁目二番一号 東京都中央卸売市場大田市場花き部 株式会社フラワーオークションジャパン内四階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民、特に花き業界関係者に対して、ELFバケットシステムの普及・啓発に関する事業、花き業界についての調査・研究及びその公表に関する事業、花き業界に関連する個人・団体への協力・支援に関する事業等を行い、環境の保全と花き業界における経済活動の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町三番二十九号

- 五 定款に記載された目的  
この法人は、農業生産者に対して、消費者の求める農産物を生産するための農場管理手法であるジェイギャップ(日本版適正農業規範)の開発、導入支援及びそれに付随する事業を行い、農産物安全、環境、労働者福祉に配慮した持続可能な農産物生産システム及び農産物流通システムの確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本顎咬合学会
- 三 代表者の氏名  
渡辺 隆史
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区平河町一丁目八番二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、咬み合わせの科学を基本に歯科の幅広い分野で、学術研究、教育普及活動、国際活動、医療活動および予防活動を行い、その進歩と発展に貢献するとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言・支援・協力をを行い、咬み合わせに関する健康と知識を普及させることにより、質の高い人生を送ることを意図し、もって国民の保健ならびに公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多摩ジープー</p> <p>三 代表者の氏名 岡崎 和子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都多摩市貝取四丁目三番地一―一〇</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、多摩市に住む障がい者(児)の自立と社会参加を支援するとともに、誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指し、地域市民を含む会員相互の協力により障害者(児)に係わる事業活動をおとして、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十月六日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>特定非営利活動法人全国福祉未来ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 久米 隼</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目十九番十五号 宮益坂ビル八 一―号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、社会福祉の増進を目指し、社会福祉に関する研修事業、子ども虐待防止啓発に関する事業、東日本大震災復興支援事業、福祉人材養成支援事業、その他必要な事業を通じて社会全体の福祉の増進と子どもの健全育成に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スマイル22</p> <p>三 代表者の氏名 増田 慎吾</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区湊三丁目八番一―二五〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して主婦・主夫・高齢者の生活支援、通院・介護支援、働く女性支援、子供・女性の安心・安全生活支援等に関する事業を行い、地域密着型生活支援サービスを構築することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四條第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十月六日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人野生生物保全論研究会</p> <p>二 代表者の氏名 安藤 元一</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都武蔵野市境二丁目十一番十九号 モウトA P T 一〇二号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年九月二十五日から平成三十一年九月二十四日まで</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八條第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二條において準用する同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十月六日</p>
--	--	--

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人トラッソス

二 代表者の氏名

江木 ひかり

三 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区中央四丁目二十番十八号 米富ハイッ

一階

四 仮認定の有効期間

平成二十六年九月二十五日から平成二十九年九月二十四日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証

について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
平成二十六年十月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

認定特定非営利活動法人カタリバ

二 代表者の氏名

今村 久美

三 主たる事務所の所在地

東京都杉並区高円寺南三丁目六十六番三号 高円寺コ

モンズ二〇三

四 認証年月日

平成二十六年三月五日

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。  
平成二十六年十月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

菱光石灰工業株式会社

代表取締役 中原 宏

千代田区神田富山町十番地二

二 対象事業の名称

菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2

三 工事着手の予定年月日

平成二十六年十月七日

四 工事完了の予定年月日

平成五十六年十月六日

五 届出日

平成二十六年九月十八日

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002



リサイクル適性